

北海道地域防災計画の修正概要について (原子力防災計画編)

1 計画修正の趣旨

原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針の改正並びに原子力防災訓練での取組内容等を踏まえ、原子力防災体制の充実強化を図るため、所要の修正を行う。

2 主な修正の概要

(1) 原子力災害対策特別措置法（原災法）の改正に伴う修正

原災法において、市町村長から住民へ発出が可能な避難情報について「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみに一本化されることに伴い規定を修正

(2) 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

P A Z の一般住民に先立ち施設敷地緊急事態の段階で避難を実施すべき対象とされている「施設敷地緊急事態要避難者」に関し、指針ではこれまで妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等（以下「妊婦等」という）について「避難の実施に通常以上の時間がかかる場合」という限定があったが、全ての妊婦等を対象とする改正がなされたことに伴い、規定を修正

※泊地区ではこれまでも実務上は全ての妊婦等を施設敷地緊急事態要避難者としてきたところ

(3) 観光客等の安全確保に係る規定の新設

道ではこれまで、原子力災害時の観光客への対応を取りまとめたマニュアルの作成や、多言語対応の啓発用動画の作成等、外国人を含む観光客等の安全確保に向けた取組を行い、原子力防災訓練での検証等を進めてきたことから、それらの取組を防災計画にも反映させるなど、関係規定を新設、整理。

(4) その他

文言の修正等

3 今後のスケジュール

9月中旬	関係町村、防災関係機関等へ意見照会
9月下旬	意見取りまとめ
10月中旬	有識者専門委員会
10月	北海道防災会議幹事会
11月	北海道防災会議